

1-3 河川整備計画の目標

1-3-1 河川整備の基本理念

常呂川流域は、安全でゆとりある快適な地域社会の形成、食糧基地としての役割強化、流域の人々の連携・協働による地域づくりを通じ、道東オホーツク地域を先導する役割を果たす必要がある。

道東オホーツク地域に位置する常呂川流域は、豊かな農業地帯が広がるほか、北見市を中心にオホーツク地方の社会・経済・文化の中心となっている。また、道央圏とオホーツク地域を結ぶ交通の要衝となっている。

このような常呂川流域の有する特徴を踏まえた将来像を実現するため、地域住民、関係機関が連携し、多様な生態系を育む豊かな自然環境等を活かしながら、恵まれた環境や資源に誇りを持って次世代に引き継ぐことができる安全で活力に満ちた地域社会を形成する必要がある。

このため、常呂川の河川整備は、流域及び水系一貫の視点を持ち、北海道や関係市町の施策と整合を図り、市街地の発展や農地の利用状況、豊かな自然環境等を踏まえた上で、次のような方針に基づき総合的、効果的に推進する。

【洪水等による災害の発生の防止又は軽減について】

常呂川は、近年の相次ぐ洪水により、計画高水位を超過するような事態が頻発しており、洪水氾濫の危険性や内水被害を極力減少させるため、鹿ノ子ダムにより洪水調節を行うとともに、河道断面が不足している箇所については、河道の安定・河川環境に配慮しつつ河道断面を増大して水位の上昇を抑える。また、堤防断面が不足している箇所や堤防未整備の箇所について堤防整備を行うとともに、完成している箇所についても安全性を点検し、必要な対策を行う。

また、本支川及び上下流のバランスを考慮するとともに、整備途上段階においても順次安全度が高まるよう水系として一貫した整備を行う。

【河川の適正な機能及び流水の正常な機能の維持について】

河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、必要な流量の確保に努め、今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進する。

【河川環境の整備と保全について】

河川環境は、自然の状況においても遷移し、攪乱により変化するものであるということを認識したうえで、常呂川の有する河川環境の多様性や連続性を保全し、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・形成に努める。

常呂川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、常呂川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに市街地や畑作地帯及び森林地帯と調和した常呂川らしい水辺景観の保全・形成に努める。

また、人と川とのふれあいに関する整備に努めるとともに、良好な流域の環境や

河川環境の保全を目指し、自然環境と共生する持続可能な地域社会の形成に寄与するよう努める。

【河川の維持について】

洪水等による災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全が図られるよう、総合的な視点に立った維持管理を行う。また、地域住民、関係機関と連携・協働した維持管理の体制を構築する。

河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的にモニタリングを行い、その状態の変化に応じた順応的管理^{注)}(アダプティブ・マネジメント)に努める。

注)順応的管理：生態系のように予測が困難な対象を取り扱うための考え方で、ここでは河川整備計画にのっとり実施する事業に対して自然からの応答を注意深くモニタリングし、その結果を踏まえて柔軟に行う管理のことを指す。

1-3-2 河川整備計画の対象区間

本河川整備計画は、河川管理者である北海道開発局長が河川法第16条の2に基づき、常呂川水系の指定区間外区間(国管理区間)及び河川法施行令第2条7号区間(以下「2条7号区間」という。)を対象に定めるものである。本計画の対象区間を表1-10及び図1-20に示す。

表 1-10 河川整備計画の対象区間

河川名	区間			延長(km)	備考
	上流端(目標物)	下流端			
常呂川	北海道常呂郡置戸町字拓殖105番地先 (ポンオンネアンズ川の合流点)	海		86.4	指定区間外区間
	北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区71林班は小班地先の峰映橋下流端	左岸 北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区34林班へ小林班地先 右岸 北海道同町国有林置戸事業区68林班は小班地先		5.1	
トコロホロナイ川	左岸 北海道北見市常呂町字福山154番地先 右岸 北海道同市同字159番地先	常呂川への合流点		1.5	2条7号区間
柴山沢川	左岸 北海道北見市常呂町字日吉116番地先 右岸 北海道同市同字115番地先	常呂川への合流点		0.9	2条7号区間
隈川	北海道北見市常呂町字日吉314番地先	常呂川への合流点		1.2	2条7号区間
ポソ隈川	左岸 北海道北見市常呂町字日吉414番地先 右岸 北海道同市同字143番地先	常呂川への合流点		0.6	2条7号区間
キナチャウシナイ	北海道北見市端野町1区896番地先の万号橋下流端	常呂川への合流点		0.5	2条7号区間
小幡川	北海道北見市端野町1区280地先の常栄橋下流端	常呂川への合流点		2.0	2条7号区間
無加川	左岸 北海道北見市東相内町14番地の10地先 右岸 北海道同市豊地467番地先	常呂川への合流点		7.2	指定区間外区間
愛の川	北海道常呂郡置戸町字境野45番地先の網走本線鉄道橋下流端	常呂川への合流点		0.4	2条7号区間
上ホロカトコロ川	左岸 北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区39林班は小班地先 右岸 北海道同町国有林置戸事業区54林班は小班地先	常呂川への合流点		1.1	指定区間外区間

注)2条7号区間とは、指定区間外区間(国管理区間)の改良工事と一体として施行する必要があるため、河川法施行令第2条第7号に基づき、国が工事を施行する一級河川の指定区間(北海道管理区間)。

1-3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、常呂川水系河川整備基本方針に則し、総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね20年とする。

本計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題及び河道状況等に基づき策定するものである。そのため、今後の災害の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済状況の変化等にあわせ、必要に応じ見直しを行うものとする。

1-3-4 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

洪水による災害の発生の防止又は軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた目標に向けて段階的に整備を進めることとし、常呂川流域に被害をもたらした戦後最大規模の洪水である平成18年8月の降雨により発生する洪水流量(以下「目標流量」という。)を支川の整備状況を考慮し、安全に流すことを目標とする。

目標流量を安全に流下させるため、治水・利水・環境の観点、社会的影響、経済性等を総合的に検討した結果、既存の洪水調節施設及び河道改修により対処することとする。

常呂川の北見地点における目標流量は、 $1,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、既設の鹿ノ子ダムにより $100\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $1,300\text{m}^3/\text{s}$ とする。

河道断面が不足している区間については、河川環境に配慮しながら必要な河道断面を確保して洪水被害の軽減を図る。

また、局所的な深掘れ及び河岸浸食により、災害発生の恐れがある箇所については、必要に応じて河道の安定化を図る。

一方、内水被害が想定される地域では、内水被害の軽減を図る。

さらに、計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう必要な対策を講じる。

表 1-11 目標流量

基準地点	目標流量	河道への配分流量
北見	$1,400\text{m}^3/\text{s}$	$1,300\text{m}^3/\text{s}$

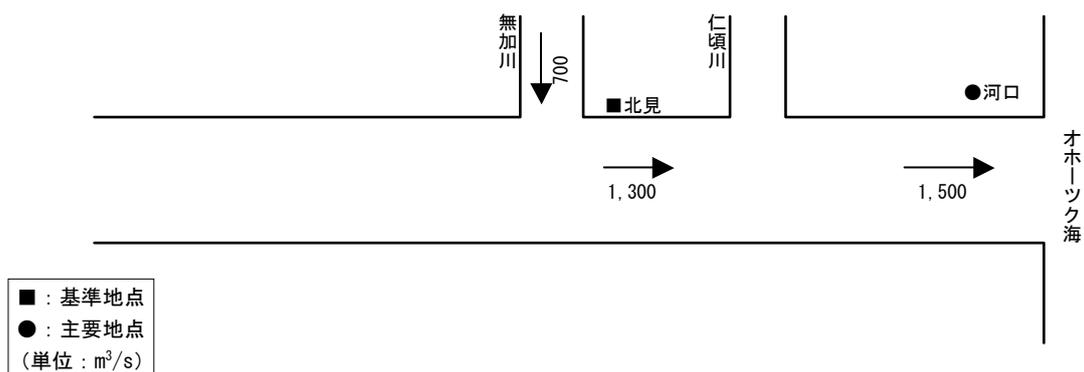


図 1-21 主要な地点における河道への配分流量

表 1-12 主要な地点における計画高水位

地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)
北見	49.40	60.81
河口	1.20	5.25

T. P. : 東京湾中等潮位

1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

(1) 流水の正常な機能の維持に関する目標

流況、利水の現況、動植物の保護・漁業、観光・景観、流水の清潔の保持等の各項目に必要な流量を考慮し、北見地点における必要な流量は、利水補給と相まって概ね $8\text{m}^3/\text{s}$ の確保に努めることを目標とする。

なお、水利使用の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

表 1-13 流水の正常な機能を維持するため必要な流量

主要な地点	必要な流量
北見	概ね $8\text{m}^3/\text{s}$

(2) 河川水の適正な利用に関する目標

流水の補給施設、取排水施設における取排水及び流況の適正な管理を行うとともに、合理的な流水管理及び利用の促進に努める。

1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 河川環境の整備と保全に関する目標

河畔林及び水際については、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水面と整合を図りつつ、保全に努める。さらに、魚類等の生息・繁殖環境の保全・形成を図るため、移動の連続性確保及び産卵の場の保全に努める。

また、水質については、環境基準(BOD)を満足しているものの大腸菌群数が環境基準値を超えていることから、関係機関と連携・協働し、下水道等の関連事業による流域内からの汚濁負荷の軽減対策等に取り組み、環境基準を満たすよう現況水質の改善に努める。

更に、河口の沖合いのホタテの良好な漁場への影響等が指摘されているなど流域からの土砂流入による本川等の濁りの問題が顕在化していることから、同様に関係機関と連携・協働し、流域からの土砂流入の軽減に努める。

都市域や農業域を流れる常呂川らしい河川景観については、その保全に努めるとともに、周辺の景観と調和を図りつつ望ましい河川景観の保全に努める。

(2) 河川空間の利用に関する目標

常呂川の河川空間の利用の現状を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域住民や自治体との共通認識のもと秩序ある利用に努める。

また、河川空間は、人々が川や水辺とふれあい親しめる場として利用されるよう地域住民及び関係機関と連携し、その整備に努める。